

違憲判決と一審原告らの日本国籍の確認の判決を求める要請書

国境を越えた人の交流が日常的となっている今日、国際結婚も毎年3万件を超えています（厚生労働省人口動態統計年報）。日本人と外国人を両親に持つ子どもたちは日本国内で生まれるとは限らず、外国で生まれる日本人の婚内子も多数います。日本人と外国人の子が外国で生まれることは決して例外的なことではありません。

しかしながら、外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと日本国籍を喪失してしまいます（国籍法12条、戸籍法104条）。

（特活）JFCネットワークが18年間に受理した、フィリピン国内で生まれた日本人とフィリピン人の婚内子のケースは341人でしたが、そのうち230人（67.45%）は国籍を喪失していました（2011年12月31日現在、『2011年度年間報告書』）。

国籍喪失制度は日本国内ではほとんど知られていない特殊な制度です。そのため、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度を知らず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないために、このように多数の国籍喪失ケースが発生したのです。

国籍喪失した子どもは、婚内子であるにもかかわらず、日本人父の戸籍に記載されないため、子どもは父の国日本からその存在を否定されたと感じ、そのアイデンティティが傷つけられます。何よりも、生まれて3ヶ月以内に国籍留保の届出をしなかったのは、子どもの責任ではないのに、その結果を子どもに追わせるのは不合理です。

国籍喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができます（国籍法17条1項）。しかしそこに至るまでには多くの法的・経済的な障壁があり、決して容易ではありません。JFCネットワークが扱った230人の国籍喪失ケースのうち、再取得できたのがわずか31人（13.48%）であるという事実が、その困難さを示しています。

JFCネットワークで相談を受けた、合計27名のJFC(Japanese-Filipino children)の子どもたちは、2010年7月21日、日本国籍の確認を求める裁判を東京地方裁判所に提訴しました。

2012年3月23日（金）、第一審判決が下されました。日本に在住する原告1名について国籍が認められたものの、非常に残念なことに残る26名（フィリピン在住）については日本国籍が認められませんでした。

しかしながら、国籍法12条は、出生によって取得した日本国籍を事後的に喪失させる点で個人の尊厳の保障を規定した憲法13条に反するとともに、①日本で生まれた者と外国で生まれた者とを差別する、②子どもの意思と無関係に父母が留保の意思表示をしたかどうかで差別する、③外国で生まれた婚外子（父から認知を受ければ出生後の時間の経過を問わず日本国籍を取得できる）と婚内子を差別する、点で法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するものです。

要請事項

- 子ども本人の意思によらない国籍法12条による国籍のはく奪は、個人の尊厳の保障を規定した憲法13条及び法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反して無効であり、控訴人らが日本国籍を有することを確認する、との判決を求めます。

名前	住所

【呼びかけ人】

国籍確認訴訟弁護団

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

【集約先】160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206 特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

tel & fax: :050-3328-0143, Email: jfcnet@jca.apc.org

署名第2回締切 2012年9月30日(必着)